

施行 平成8年4月1日
改定 平成18年4月1日
改定 平成21年4月1日
改定 令和3年3月26日
改定 令和4年2月22日

東京都総合治水対策協議会規約

(名称等)

第1条 本協議会は、東京都の関係局及び関係区市町村で構成する「東京都総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(所掌事項)

第2条 協議会は、東京都内における総合的な治水対策を推進するため、計画策定及び関連事業の推進等に努める。

2 協議会は、総合的な治水対策について住民の関心を高め、理解と協力を得るため、行事等を実施する。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者（以下「協議会の構成者」という。）をもって組織し、全体協議会、ゾーン別協議会（特定河川流域については、連絡会）及び河川毎のブロック協議会（特定河川流域については、連絡会）によって構成する。

2 協議会に座長を置き、東京都都市整備局都市基盤部長の職にある者をもって充てる。

3 座長は、協議会を招集し会議を主宰する。

なお、協議会は会合形式で開催することを原則とするが、座長は必要があると認めるときは、協議会を書面にて開催することができる。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 座長は、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会において検討又は推進する事項について調整する。

3 幹事会は、第2条第2項に定める行事を執行する。

4 幹事会は、別表2の職にある者をもって組織し、全体幹事会、ゾーン別幹事会及び河川毎のブロック幹事会によって構成する。

5 幹事会に幹事長を置き、東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長の職にある者をもって充てる。

6 幹事長は、幹事会を招集し会議を主宰する。

なお、幹事会は会合形式で開催することを原則とするが、幹事長は必要があると認めるときは、幹事会を書面にて開催することができる。

7 幹事長は、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

8 幹事会には、必要に応じて作業部会を設けることができる。作業部会の構成は幹事会において定める。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、東京都都市整備局都市基盤部において処理する。

(経費)

第6条 行事等の実施に必要な経費は、協議会の構成者の属する機関の分担とする。

(その他)

第7条 協議会の運営に関する必要な事項は、この規約に定めることのほか、幹事会において定める。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年2月22日から施行する。